

ICANN改革の軌跡と最新動向

2002年12月16日

Internet Week 2002「ドメイン名に関する最新動向」

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

大橋 徹

【目次】

1. ICANNの設立
2. ICANNの成果
3. ICANN改革案の流れ
 - 3.1. Lynn提案による問題提起
 - 3.2. Lynn提案から新付属定款へ
4. 新付属定款の概要
 - 4.1. 新体制の概要
 - 4.2. 新体制への移行
 - 4.3. Lynn提案における問題提起への回答

1. ICANNの設立 (1/2)

- **1998年1月 米国政府がグリーンペーパーを発表**
 - 「インターネットの名前およびアドレスの技術的管理の改善についての提案」
- **1998年6月 米国政府がホワイトペーパーを発表**
 - 「インターネットの名前およびアドレスの管理」
 - 民間の非営利法人を設立し、米国政府が持っているDNS管理の権限 (IANA機能) を移行する
 - IPアドレスの割当てに関するポリシーの策定
 - ルートサーバーシステムの運用の管理
 - 新TLD追加のためのポリシーの管理
 - プロトコルパラメータ割当ての調整

1. ICANNの設立 (2/2)

- 1998年 9月 ICANNの設立
- 1998年11月 米国政府とICANNが覚書を締結
 - DNS管理を完全に米国政府から民間へ移行する
 - 移行の完了期限を2000年9月30日に設定
 - 遵守すべき原則
 - 安定性
 - 競争
 - 民間によるボトムアップ的な調整
 - 適切な代表

2. ICANNの成果

- ICANNの課題と成果

ドメイン名登録サービスに
競争を導入

ドメイン名紛争処理手続き
の開発

gTLD数の拡大に向けて
検討

243全てのccTLD管理組
織とのスポンサ契約締結



1999年 4月：レジストリ・
レジストラ制度の導入

1999年10月：ICANN
UDRP(統一ドメイン名紛
争処理方針)施行

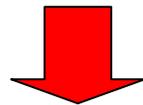
2000年11月：
7つの新gTLDを導入
.BIZ、.INFO、.NAME、.PRO
.MUSEUM、.AERO、.COOP

2001年10月：.AU
2002年 2月：.JP

- 2002年2月24日

ICANN事務総長 Stuart LynnがICANN改革案、
President's Report: ICANN – The Case for Reform
を公表

- 背景: ICANN設立から3年以上経過した現在でも、
果たすべき責務の全ては達成できず、
組織は未だ不完全であり、グローバルなDNSの
管理・調整の責任を完全に負うほどの能力を得ていない



- 米国政府からの機能の移行は立ち往生し、
ICANNは岐路に立たされている

問題点－1. 重要な組織からの参加不足

- 名ばかりの参加ではなく、積極的な関与が必要
 - － ICANNのポリシー策定プロセスの結果の遵守に同意し、適切なレベルでこのプロセスに資金を提供する
 - ccTLD
 - ルートサーバー運用者
 - アドレス・レジストリ
 - 主要ユーザ、ISP、バックボーンプロバイダー
 - 国家政府

問題点ー2. プロセスの過度な重視

- プロセスの過度な重視が実質性と実効性を排除
- 参加者の多くが核心的でない様々な問題に膨大な注意と関心を払ってきた
 - At-Large会員制度や選挙方法など
- 不適切な再検討プロセス
 - 貴重なスタッフおよび理事会の時間が、取るに足らない要請のために費やされている
- 原因:
 - 新しく、検証されてもいない組織であるICANNが、早計で不適切な決定を行うことへの防衛的発想
 - ICANNに政府が関与する可能性への過敏な反応

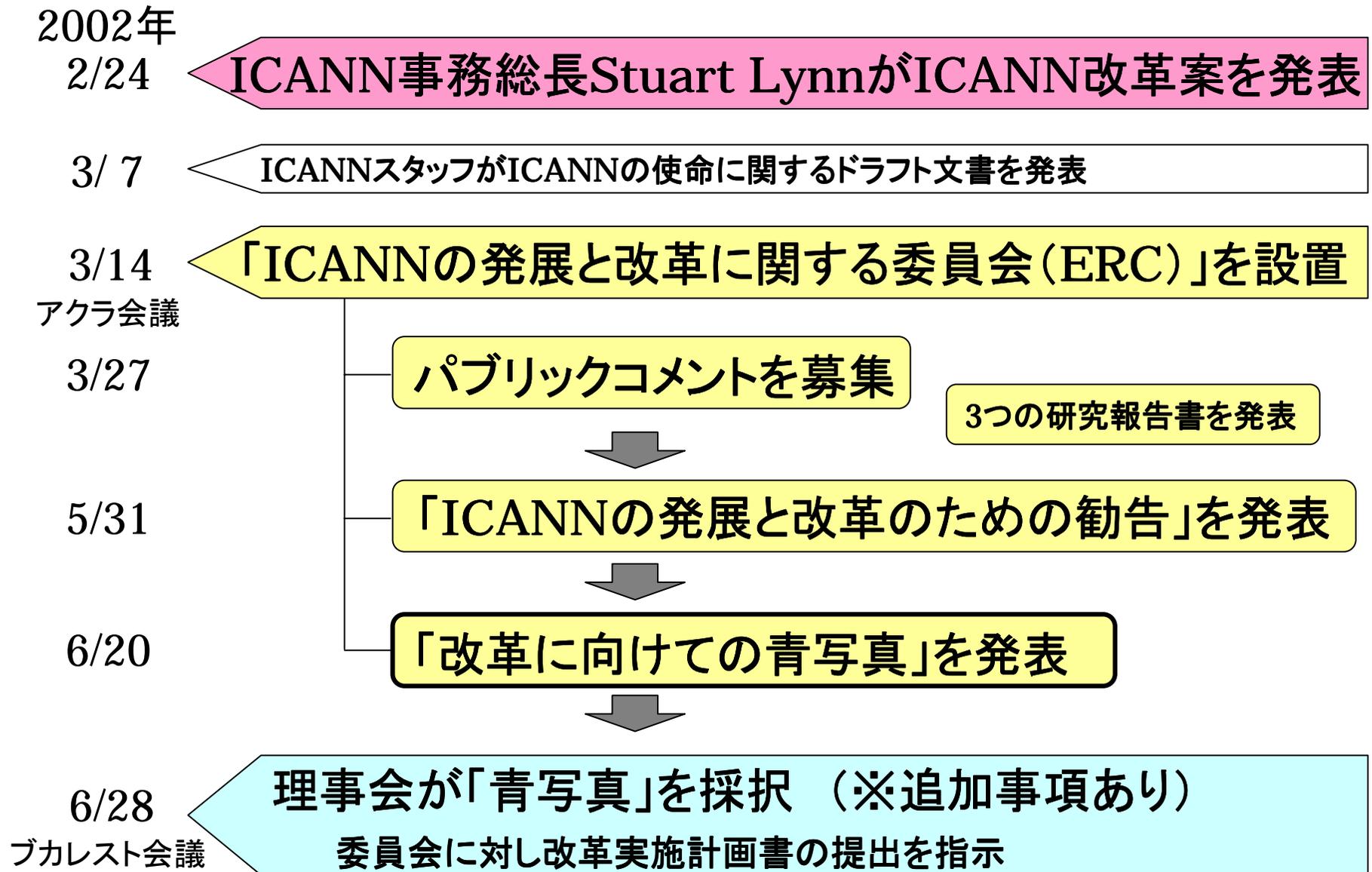
問題点－3. 資金不足

- 毎年US\$400,000～500,000の赤字
- 必要な雇用を拡大せず、積立金を残すことを犠牲にすることによって赤字に対処
- 訴訟などの臨時費用を賄うことができない
- 原因:
 - 各ccTLDは正式な契約締結がないと適切な負担分を支払わない
 - RIRはICANNとの契約がないので、未だ資金を提供するに至っていない(エスクローとして第三者に預託している)

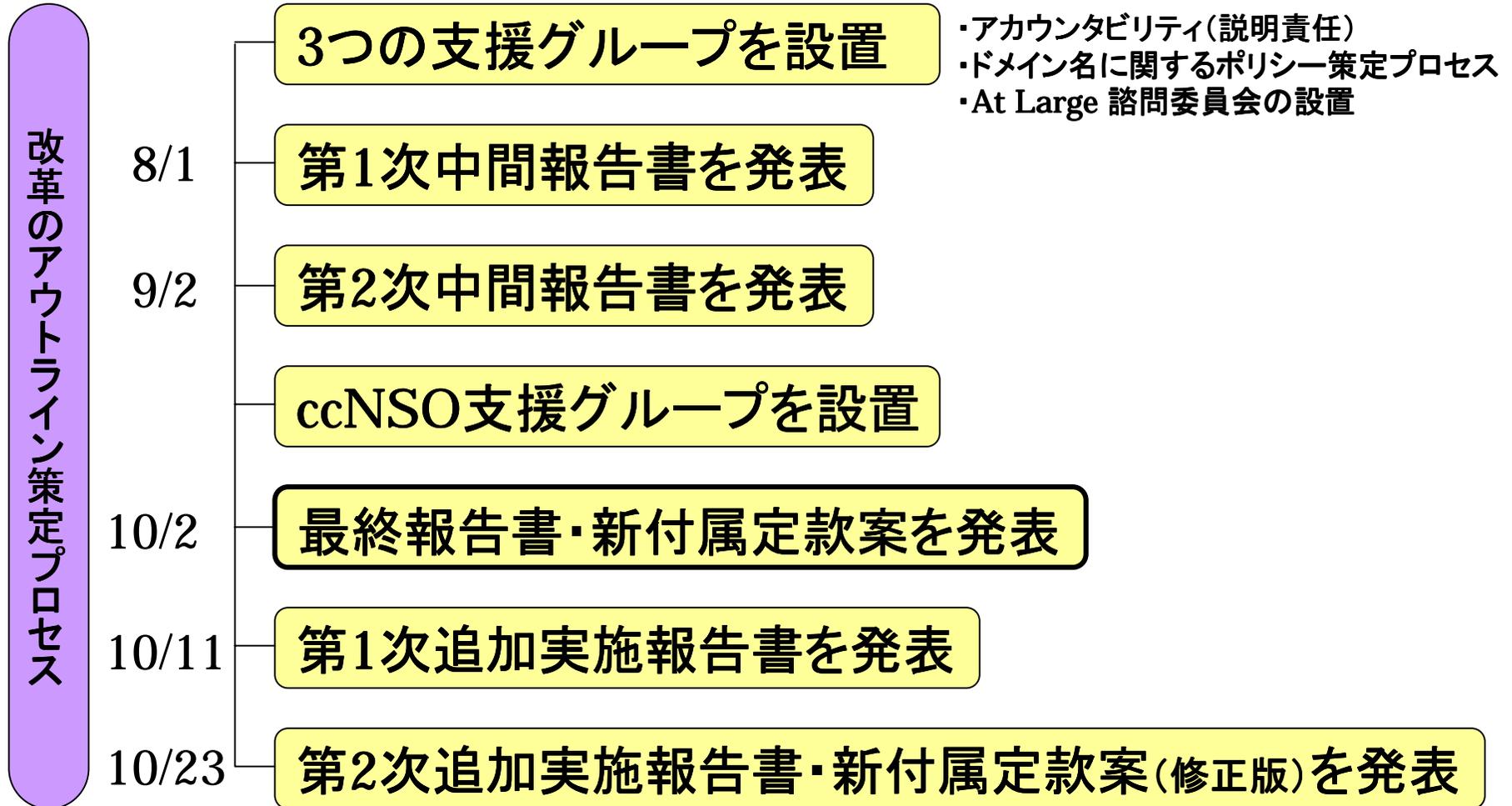
問題点-3. 資金不足

- 収入が完全に達成されても現在の予算では不十分
 - 10~20名の常勤スタッフが不足
 - 業務超過の上、新たな業務に必要なリソースを割けない
 - » セキュリティ、契約監視、IDNポリシー調整
 - ルートサーバー運用費や一般とのコミュニケーションプロセスに充てる資金がない
 - 現行予算の300~500%の運営予算が必要
- 
- 資金拠出構造を抜本的に変革
 - 資金源を拡張し、総体的な資金確保を大幅に増大させる
 - 各国政府を含め、支払能力のある参加者全員が資金負担をすべき

JPNIC 3.2 Lynn提案から新付属定款へ(1/3)



JPNIC 3.2 Lynn提案から新付属定款へ(2/3)



JPNIC 3.2 Lynn提案から新付属定款へ(3/3)

10/31
上海会議

理事会が新付属定款案を採択（※追加修正あり）
移行条項が採択されるまでは無効



未決定事項に関する議論（ccNSO、ASO、移行プロセス）

11/24

第3次追加実施報告書（移行条項案）を公表

12/8

第4次追加実施報告書を公表



12/15
アムステルダム
年次総会

理事会が新付属定款案（最終版）を採択



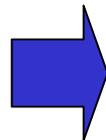
移行プロセスへ

4.1 新体制の概要(1/5)

• 理事会の構成

現在(19名)

- 事務総長
- 支持組織選出理事(9名)
- At-Large理事(9名)



新体制(15名、任期3年)

- 事務総長
- 支持組織選出理事(6名)
- 指名委員会選出理事(8名)

リエゾン(議決権なし、6名、任期1年)

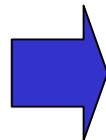
- GAC(政府諮問委員会)
- RSSAC(ルートサーバシステム諮問委員会)
- SAC(セキュリティ・安定性に関する委員会)
- ALAC(At-Large諮問委員会)
- TLG(技術リエゾングループ)
- IETF

4.1 新体制の概要(2/5)

• 支持組織の組織構造

現在

- ・DNSO(ドメイン名)
- ・PSO(プロトコル)
- ・ASO(アドレス)



新体制

- ・GNSO(分野別ドメイン名)
- ・ccNSO(国コードドメイン名)
- ・ASO(アドレス)

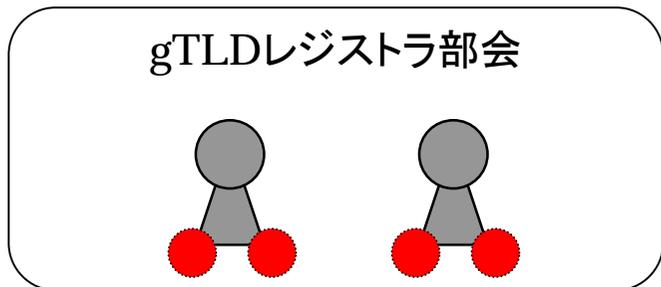
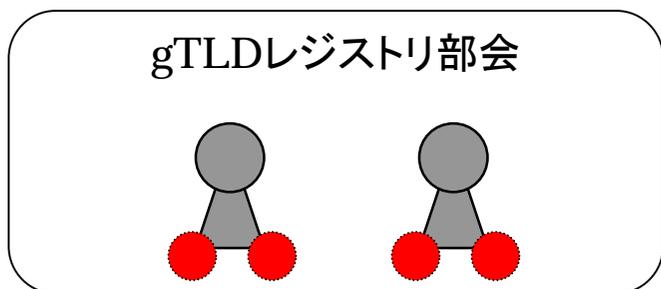
* PSOの機能は、新設されるTLG(技術リエゾングループ)へ

4.1 新体制の概要 (3/5)

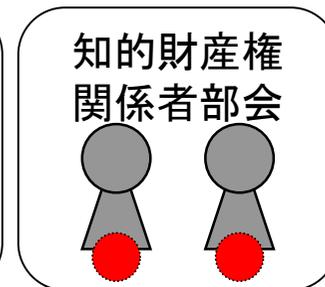
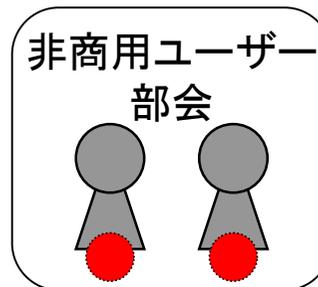
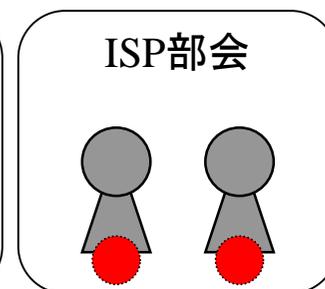
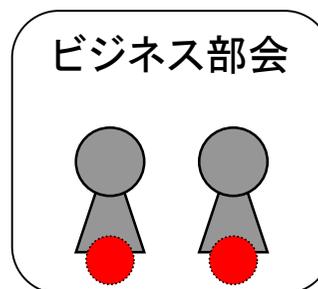
• GNSO評議会の構成

ICANNと契約している組織としていない組織との間で議決権数を均等にする
 (「青写真」では「プロバイダー」と「ユーザー」間のバランスを重視)
 ※初年度のみ各部会代表は3名となる予定

<ICANNと契約している組織>



<ICANNと契約していない組織>



● = 議決権

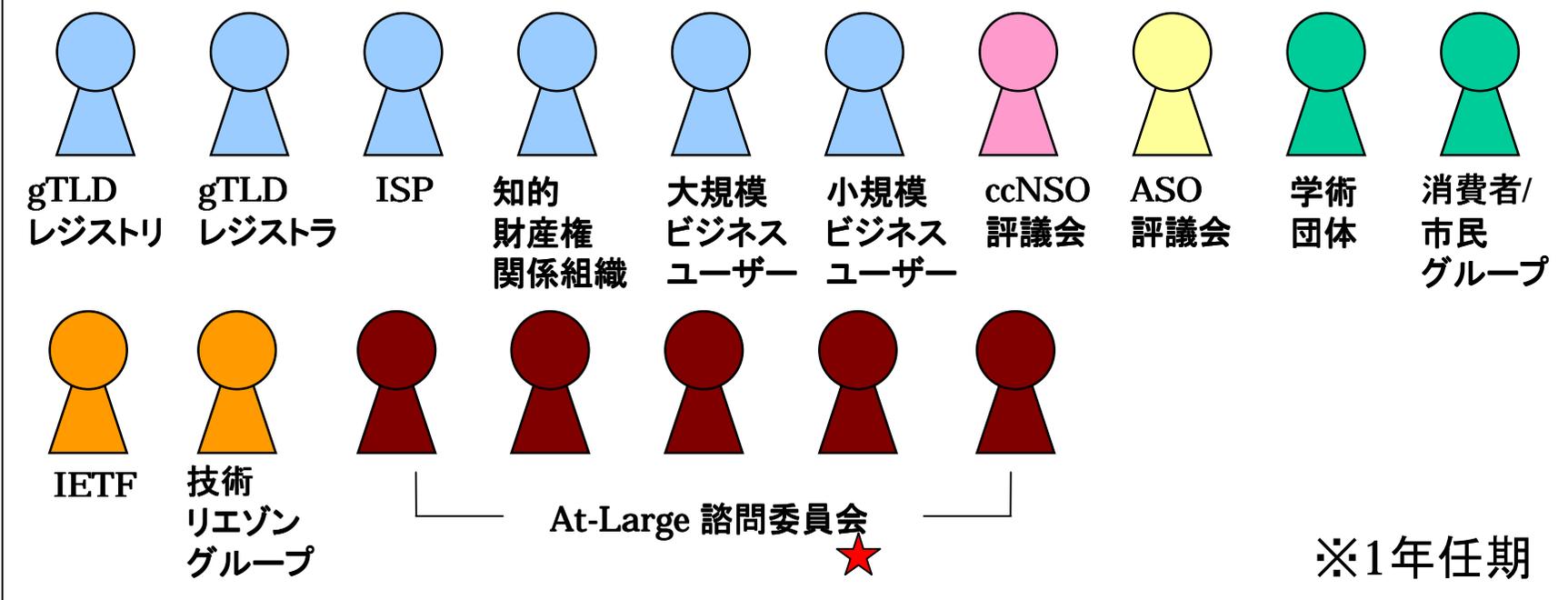


(GAC、ALAC
からのリエゾン)

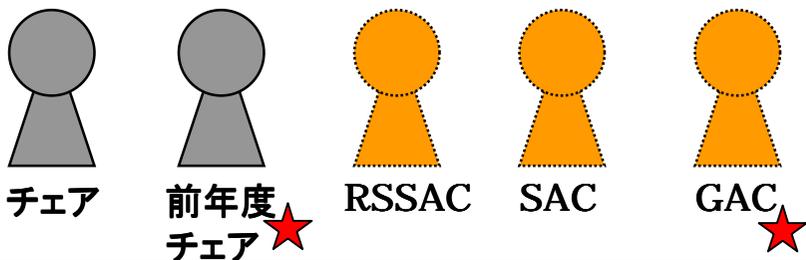
4.1 新体制の概要(4/5)

指名委員会の構成

議決権を持つメンバー(17名)



議決権を持たないメンバー(5名)

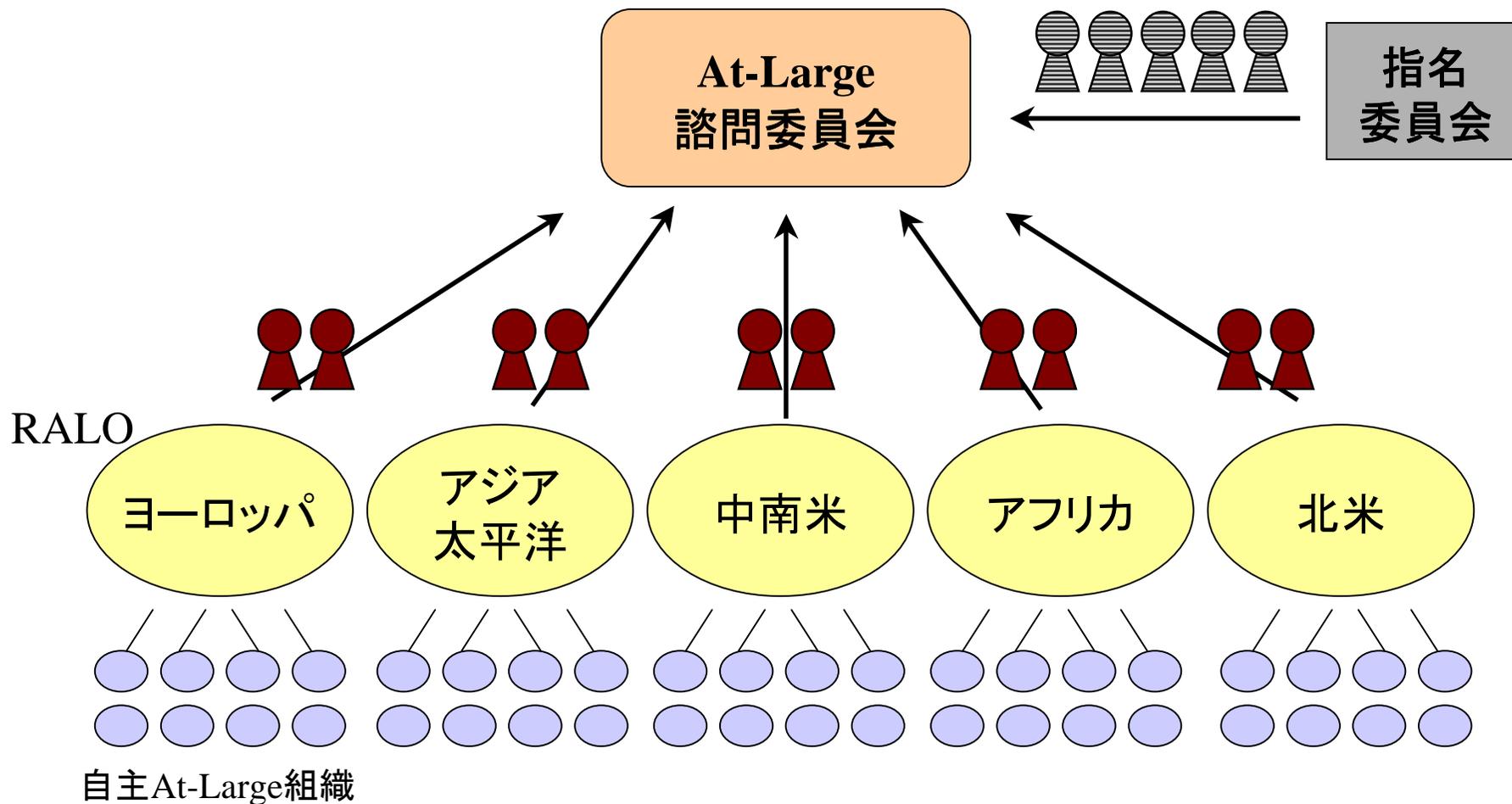


★ = 「青写真」後に追加/変更

4.1 新体制の概要(5/5)

At-Large諮問委員会の構成

- 5つの地域別At-Large組織(RALO)から各2名、指名委員会から5名選出



4.2 新体制への移行(1/5)

- 理事会

- 移行期の理事会

- 2002年年次総会終了時点で任期が残っている理事
(例外としてAt-Large理事も含める)

- 新理事会の発足

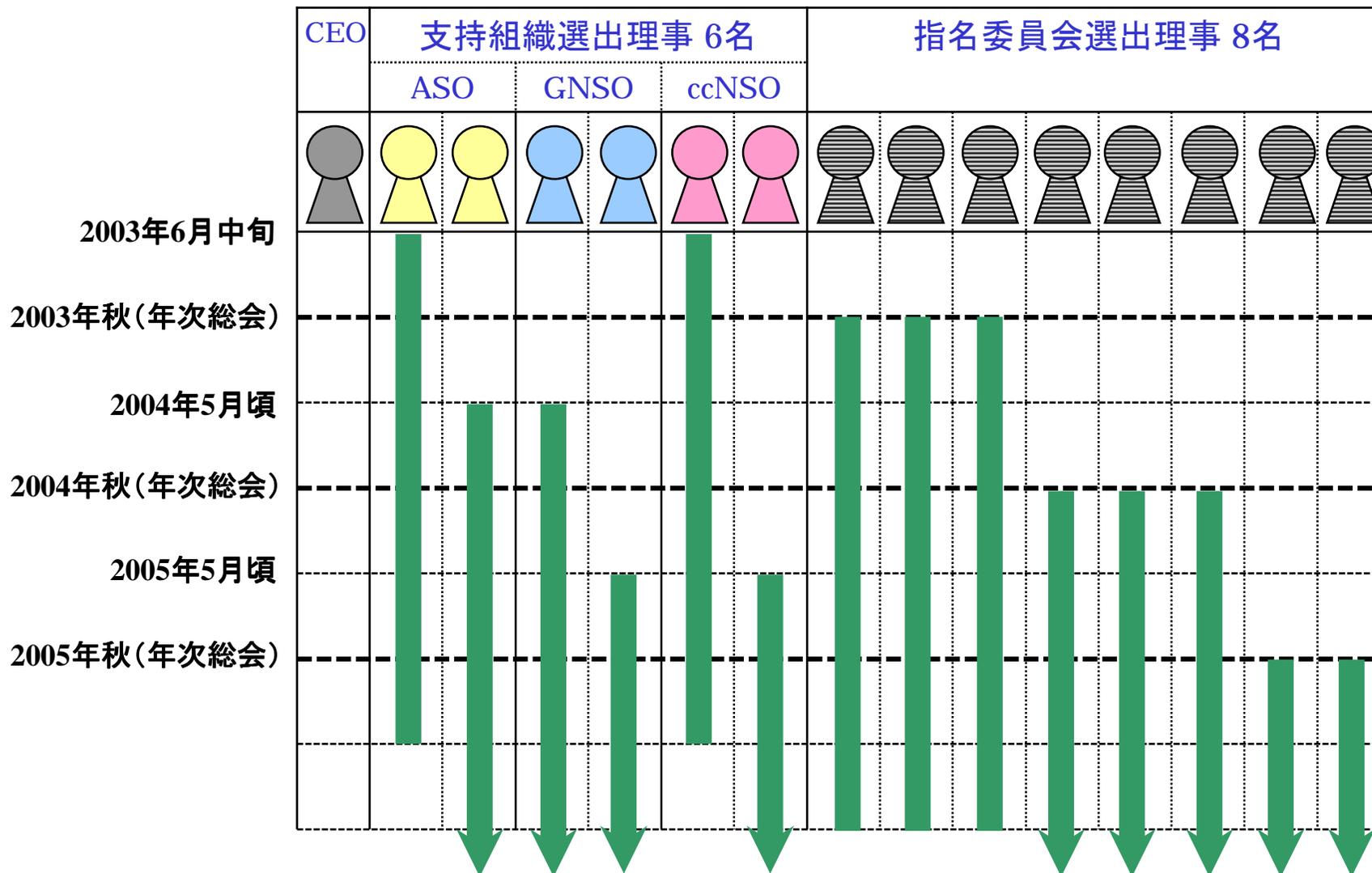
- 14名中10名以上の新理事が選出された後、7日以上の期日を経た後で、2003年の第1回ICANN定期会議期間中に移行期の理事会が指定する期日

- 理事会

- 新体制における最初の理事の選出
 - 新付属定款の移行条項採択後直ちに指名委員会を結成
 - 指名委員会、GNSO、ASOは直ちに理事を選出
 - 新理事会を早急に発足させるために、ASOは、元ASO選出理事の中から新理事を選出することもできる
 - ASOが2003年3月31日までに選出を届け出なかった場合、2001年および2002年に任期が開始したASO選出理事2名を新理事として選出したものとみなす
 - ccNSO選出理事は、理事会によるccNSOの承認が終了次第、早急に新理事を選出
 - ccNSO設立までは空席
- 最初の理事の任期
 - 第一次の通常任期が開始する時点で満了

4.2 新体制への移行(3/5)

• 理事の就任時期



4.2 新体制への移行(4/5)

- 支持組織

- GNSO

- DNSO(ドメイン名支持組織)は新付属定款の移行条項採択後直ちに運営を終了し、GNSOが運営を開始
- DNSOの6部会は自動的にGNSOの部会となる
- GNSO評議会
 - GNSOの各部会は2003年10月1日までにGNSO評議会への代表を2名ずつ選出
 - うち1名は1年任期、もう1名は2年任期として、その後任はすべて2年任期とする

- ASO

- 現在のICANNとRIRs間の覚書の代替となるものが発効するまで、現覚書に基づいて継続して運営

- At-Large諮問委員会

- ICANNと地域別At-Large組織(RALO)が覚書を締結するまでの間、暫定ALACを設置
 - 暫定ALACは、At-Large組織委員会による指名を受けてICANN理事会が選出する10名により構成される(各ICANN指定地域より2名ずつ)
- 指名委員会は選出が可能となり次第早急に各地域より1名ずつ、計5名を選出する
- 各RALOは覚書締結後、当該地域在住の2名をALACメンバーに選出する資格を有する
- 5つのRALOが選出したメンバー全員が就任次第、暫定ALACは正規のALACとなる

- **重要な組織からの参加不足**
 - 改革の活動が完全に目的を果たせていない分野
 - ICANNの核心が安定した後に、次に重視すべき点は、適切な方法で各コミュニティに参与してもらい、このプロセスを完了すること
- **資金不足**
 - 最も簡単に解決できる問題であった
 - ICANNと契約締結済のレジストリ・レジストラが、必要な資金をそれぞれのドメイン名数に比例して支払う
 - ICANNには資金を効果的に活用できる構造が無いのではないかという懸念
 - この仕組みを十分に活用しようという意思の欠如

4.3 問題提起への回答(2/3)

- **プロセスの過度な重視**

当初のICANNは構造化されたポリシー策定プロセスの必要性を十分に予想していなかった

- GNSOにおける具体的なポリシー策定プロセス(PDP)
- オンブズマン事務局の設置
 - 再検討プロセスおよび独立審査が扱わない問題を扱う
 - ICANNスタッフ・理事会・各組織からの不公正な扱い
 - 専任のオンブズマンが独立した内部評価

- プロセスの過度な重視
 - ICANNの措置や決定に対する再検討プロセスの改正および独立審査
 - プロセスに過度な負担をかけないで説明責任・透明性を実現
 - 再検討プロセス
 - スタッフによる措置が策定済みの理事会のポリシーと矛盾
 - 理事会による措置が必要な情報を欠いて決定された
 - 再検討委員会が再検討
 - 第三者による独立審査
 - 理事会の措置や決定がICANNの定款、付属定款と矛盾
 - ICANNが任命する国際的な仲裁機関が運営するIRP(独立審査パネル)が審査